

上であって、次に掲げるいずれかの事業所等（以下、「適用事業所相当事業所等」という。）に使用されていた（勤めていた）期間を有すること。

- ・ 旧厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所又は事務所であって沖縄に所在していたものに使用されていた期間。
- ・ 旧船員保険法第17条に規定する船員として、船舶所有者であって沖縄に住所等を有していたものに使用されていた期間。

イ 申出及び納付期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 保険料額

保険料額＝平均標準報酬月額（※1）×9.137%（※2）×特例納付月数

（※1）昭和45年1月から平成7年3月までの被保険者期間にかかる標準報酬月額（再評価前）の平均額

（※2）平成18年4月の保険料率18.274%（総報酬前の水準）の1/2

エ 納付方法

一括又は分割納付とする。（平成18年度から平成22年度までの各年度につき1回に限り、通算3回まで）

オ 加算対象年金

新法：老齢厚生（特老厚含む）、特例老齢、障害厚生、遺族厚生、特例遺族

旧法（厚年、船保）：老齢、通算老齢、特例老齢

カ 加算額

平成15年3月までの被保険者期間にかかる

標準報酬月額×加算乗率×特例納付月数

キ 額改定

納付のあった月の翌月から年金額を改定する。

ク その他留意事項

- （ア）の期間について沖縄か否かを判断します。

事業所箇所符号＝82XX は、沖縄厚年のため、対象外。

事業所箇所符号≠82XX を対象。

事業所箇所符号＝0000 は、判断がつかないため、本人の職歴（事業所名称、事業所所在地）を聴取し、管轄社会保険事務所に確認依頼を行っていただくよう案内します。

- 特別措置を受けるには、雇用経歴の証明が必要。

給与明細書等雇用されていたことの証拠資料の提出が必要。「会社名を覚えていない」「証拠資料が全くない」などの理由で、雇用経歴の認定を沖縄県知事に受けることができない場合には、昭和40年1月1日から昭和44年12月31日までの期間に限り、その間沖縄県に住所を有していたことの証明をもって、沖縄県知事から雇用経歴の証明を受けることができます。

沖縄特別措置とは？

沖縄の国民年金は他府県より9年遅れ、昭和45年4月1日にはじまりました。

そのため本土に住んでいた方と同じだけの国民年金の加入期間を満たすことができませんでした。

そこで、この9年の遅れを取り戻すためにできたのが『沖縄特別措置』です。

この『沖縄特別措置』は届け出るだけで受給資格期間はもちろん、年金額もふえる有利な制度です。

昭和36年4月から昭和45年3月までの間に沖縄に住んでいた期間（20歳未満の期間は除かれます）が該当期間で、保険料免除期間とみなされます。

（届出に必要なもの）

1 『沖縄特別措置対象者該当申出書』

※ 電話番号もお知らせください。（申出書の備考欄へ）

2 昭和36年4月1日～昭和45年3月31日までの間のうち、沖縄に住んでいた期間を明らかにすることができるもの。

例えば、

ア 『当時の住民票の写し』

イ 『戸籍の附票』※（いずれかひとつ。）

ウ 『沖縄特別措置対象者に係る居住確認申立書』

3 昭和36年4月1日～昭和45年3月31日の間に共済加入期間がある場合は、共済加入期間証明書。（厚生年金期間がある場合は記号番号を記入。）

※ 現在、本土在住者は、沖縄県における最終住所地の市町村にて届出をしてください。

届書コード	処理区分	届書
253	1政当	

沖縄特別措置対象者該当申出書

担当社会保険事務所名
社会保険事務所

① 年金手帳の基礎年金番号				性別	② 生年月日				該当者氏名		沖縄特別措置該当者の現住所				
フリガナ				* 男 女	年 月 日				フリガナ		郵便番号 フリガナ				
沖縄県に居住していない者は、沖縄における最後の住所															
沖縄における居住歴等〔昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで〕															
居住期間		当時の住所		市町村意見		沖縄内の居住期間における公的年金の加入の有無		*有・無		摘 要					
						公的年金に加入したことがある者は、その期間と年金制度の種類									
						加入期間		月数						年金制度の種類	
								月							
								月							
								月							
③ 資格取得年月日		種別		⑤ 資格取得年月日		種別		⑦ 資格取得年月日		種別		復帰時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間の有無		* 有・無	
年 月 日		1		年 月 日		1		年 月 日		1		年 月 日		年 月 日	
④ 資格喪失年月日		原因		⑥ 資格喪失年月日		原因		⑧ 資格喪失年月日		原因		備考			
年 月 日		5		年 月 日		5		年 月 日		5					

上記のとおり申出します。		平成 年 月 日
市町村長殿 (申出者氏名)		フリガナ 印

1. 太線の枠内を、はっきりした文字で書いてください。
2. *印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
3. かつて被保険者であった者のうち、喪失時の氏名と異なるときは、喪失時の氏名を備考欄に記載してください。
4. 老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権がある者は、その年金の名称と年金証書の記号番号を摘要欄に記載してください。

受 付 印	
市 町 村	社会保険事務所

届書コード	処理区分	届書
2:5:3	1取当	

沖縄特別措置対象者該当申出書 (見本)

担当社会保険事務所名
社会保険事務所

① 年金手帳の基礎年金番号		性別	② 生年月日		該当者氏名		沖縄特別措置該当者の現住所	
8250△△××00		★男 ②	★1.明 3.大 ⑤昭	年 月 日 15 7 8	フリガナ ネンゲン	フリガナ ハナコ	郵便番号	フリガナ
					年金 花子		東京都千代田区〇〇丁目〇番〇号	
沖縄県に居住していない者は、沖縄における最後の住所					那覇市字繁多川〇番地			
沖縄における居住歴等 [昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで]								
居住期間	当時の住所	市町村意見	沖縄内の居住期間における公的年金の加入の有無		*有・無		摘要	
36.4.1~39.2.10	名護市字東江〇〇番地		公的年金に加入したことがある者は、その期間と年金制度の種類				厚生年金番号等あれば記入願います。 共済の場合は共済の種類を記入願います。	
39.2.11~45.3.31	那覇市久茂地〇丁目〇番地		加入期間	月数	年金制度の種類			
			45.1.1~45.3.31	3月	厚生年金			
				月				
				月				
③ 資格取得年月日	種別	⑤ 資格取得年月日	種別	⑦ 資格取得年月日	種別	復職時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間の有無		
年 月 日	1	年 月 日	1	年 月 日	1	* 有 (無)		
④ 資格喪失年月日	原因	⑥ 資格喪失年月日	原因	⑧ 資格喪失年月日	原因	復職時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間を有する時は、その期間		
年 月 日	5	年 月 日	5	年 月 日	5	年 月 日 年 月 日		
						備考	電話番号 03-333-3333	

この欄は記入しなさいです。

上記のとおり申出します。 平成 年 月 日

フリガナ

市町村長殿 (申出者) 年金花子 (印)

氏名

1. 大枠の枠内を、はっきりした文字で書いてください。
2. *印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
3. かつて被保険者であった者のうち、喪失時の氏名と異なるときは、喪失時の氏名を備考欄に記載してください。
4. 老齢基礎年金又は老齢年金の受給権がある者は、その年金の名称と年金証書の記号番号を摘要欄に記載してください。

受 付 印	
市 町 村	社会保険事務所

様式第3号

(見本)

沖縄特別措置対象者に係る居住確認申立書

平成 20 年 / 月 / 日

現住所 東京都千代田区〇丁目〇番〇号
申立者氏名 年金花子 印
電話番号 03-333-3333

私は、住民票等公簿で、下記の居住証明ができないので、証明者を添えて申し立てます。

記

居住していた住所	居住期間
名護市字東江〇〇番地	自 昭和 36 年 4 月 1 日 至 昭和 39 年 2 月 10 日
那覇市久茂地〇丁目〇番地	自 昭和 39 年 2 月 11 日 至 昭和 45 年 3 月 31 日
	自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日
	自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日

私達は、申立者と同地域内に居住しており、上記の申立の内容は事実に相違ないことを証明します

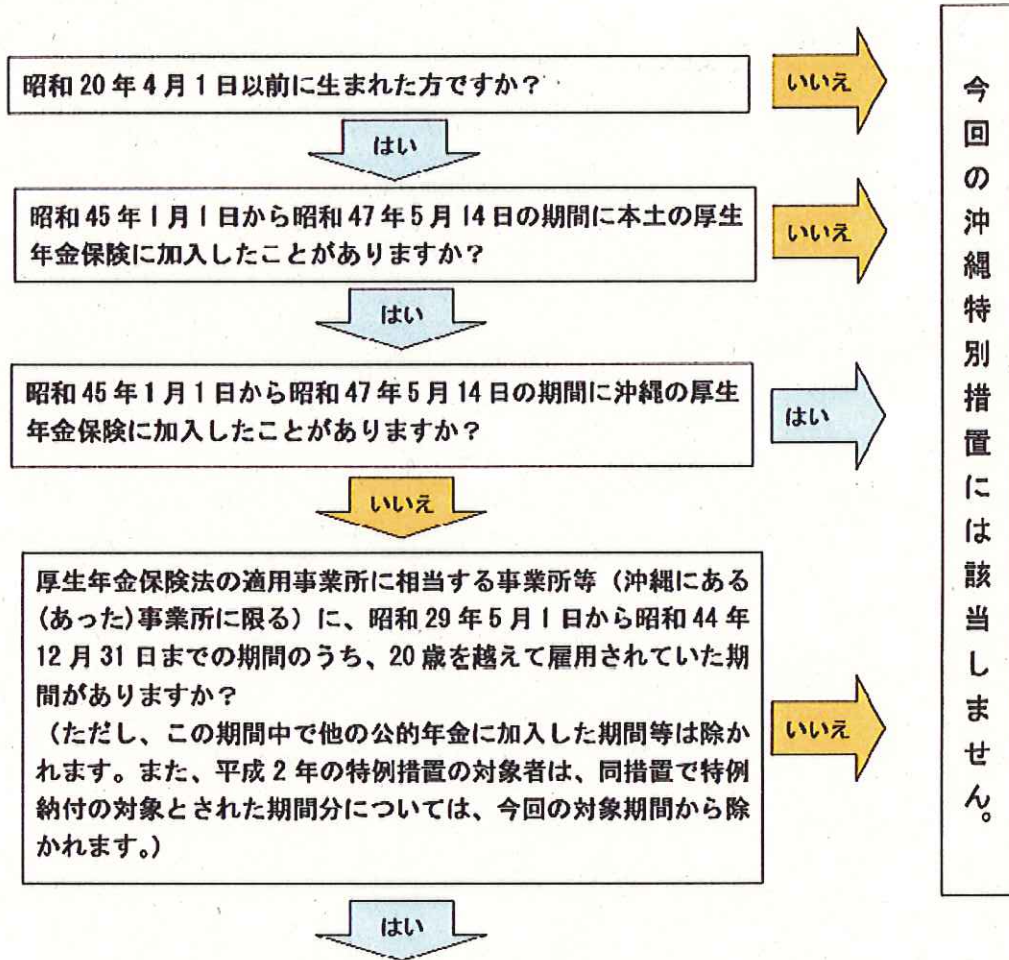
※証明者は申立住所地の市町村に現在も居住している親族以外の2名のものとする。

証明者の住所・氏名	申立者との関係
住所 那覇市壺川 20-1 氏名 社保太郎 (社印)	友人
住所 名護市新田 3005-50 氏名 名護一郎 (社印)	知人

上記のことについて確認します。

私は沖縄の厚生年金保険特別措置の対象者か？

下の表で簡単に確認できます。



あなたは、沖縄特別措置に該当します。

まずは、最寄の社会保険事務所で「昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までに厚生年金保険被保険者期間があること」の確認を受けてください。

—注意点—

年金受給者及び年金受給を真近に控えている方には、保険料を納付した翌月からしか年金額は増えないので、早めに手続きを行う必要があります。

※もっと詳しく知りたい方は、こちら



沖縄の厚生年金保険に係る特別措置について (平成18年4月1日施行)

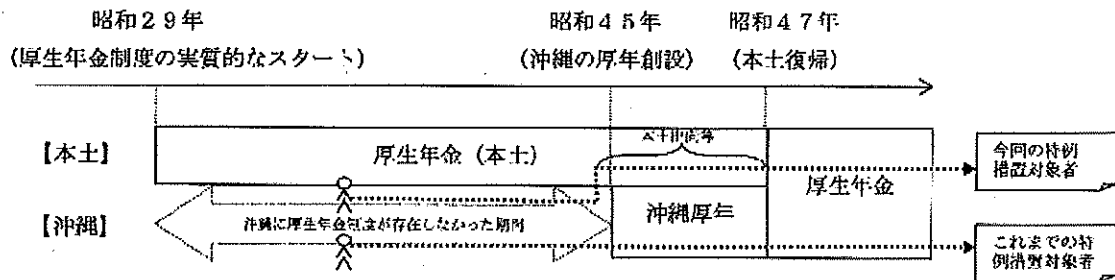
1. 特別措置の概要

沖縄の厚生年金保険は、制度発足が遅れたため、被保険者期間が短く、年金額が本土と比較して低いという状況があり、本土復帰後数回にわたり、給付水準の均衡のための特別措置が講じられてきました。

前回の特別措置(平成7年)では、沖縄独自の厚生年金保険(昭和45年1月1日から昭和47年5月14日の間のみ存在した制度)に加入していた方が、昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、沖縄にある厚生年金保険の適用事業所に相当する事業所等(適用事業所相当事業所)に使用されていた期間に係る保険料を納付(特別納付)すれば年金額を加算(特別加算)する措置が講じられました。

しかし、適用事業所相当事業所に使用されていた期間を有していても、本土に出向、転勤などの事情により、沖縄の厚生年金保険の被保険者期間を有しない方については、これまでの特別措置の対象とはなりませんでした。

今回の特別措置は、このような方について、特別納付を可能とし、特別加算を行うものです。



2. 特別措置の対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、厚生年金保険の被保険者期間を有する方(沖縄独自の厚生年金保険の被保険者期間を有する方を除く。)
- ② 昭和20年4月1日以前に生まれた方。
- ③ 昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、次に掲げる事業所等に使用されていた(勤めていた)期間を有する方。
 - (1) 沖縄にある厚生年金保険の適用事業所相当事業所
 - (2) 沖縄に住所または事務所を有する船舶所有者

3. 特別措置の対象となる期間

昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、次に掲げる事業所等に使用されていた(勤めていた)期間(他の公的年金制度の被保険者期間であった期間を除く。)

- (1) 沖縄にある厚生年金保険の適用事業所相当事業所
- (2) 沖縄に住所または事務所を有する船舶所有者

4. 雇用経歴の認定について

特例措置の対象となる期間については、雇用されていたことの認定（雇用経歴の認定）を沖縄県知事に受けなければなりません。雇用経歴の認定は、対象者の提出する証拠資料にもとづき、沖縄県知事が行います。

5. 特別納付保険料

$$\text{特別納付保険料} = \text{昭和45年1月から平成7年3月までの標準報酬月額} \times 9.137\% \times \text{特別納付月数}$$

(保険料率) (雇用経歴認定期間)

6. 加算額

$$\text{特別加算額} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{特別加算率} \times \text{特別納付月数}$$

(生年月日に応じて異なる) (雇用経歴認定期間)

7. 特例措置の実施期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間に限り、特別納付を行うことができます。特別納付を行うことができる回数は、各年度につき1回、計3回以内です。

8. 手続きの流れ

- (1) 社会保険事務所で、記録の確認を行います。
- (2) 沖縄県知事に、雇経歴の認定を依頼し、雇経歴の証明書を受けます。
- (3) 社会保険事務所に、特別納付の中出を行い、雇経歴の証明書を提出します。
- (4) 社会保険事務所が発行した納付書により、保険料を納付します。
- (5) 社会保険事務所に、年金額の特別加算の申出を行います（受給者のみ）。

9. お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・平良社会保険事務所 0980-72-3650 | ・那覇社会保険事務所 098-855-1118 |
| ・浦添社会保険事務所 098-877-0020 | ・コザ社会保険事務所 098-933-2267 |
| ・名護社会保険事務所 0980-52-2574 | ・石垣社会保険事務所 0980-82-9211 |